

別表七（一）付表三の記載の仕方

1 この明細書は、法人が令第113条第1項《引継対象外未処理欠損金額の計算に係る特例》（同条第4項において準用する場合を含みます。）の規定の適用を受ける場合に記載します。

2 令第113条第1項第1号（同条第4項において準用する場合を含みます。）に規定する支配関係事業年度以後の事業年度（同条第1項第3号に規定する対象事業年度に限ります。）に法第80条第5項《欠損金の繰戻しによる還付》において準用する同条第1項又は法第144条の13第11項《欠損金の繰戻しによる還付》において準用する同条第1項若しくは第2項に規定する欠損事業年度（以下「災害欠損事業年度」といいます。）

がある場合には、

「簿価純資産超過額が支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金額のうち特定資産譲渡等損失相当額の合計額に満たない場合

$$\left[\begin{array}{l} \text{支配関係事業年度前の事業年度にあっては0、支配関係事業年度以後の事業年度にあっては(1)と((8)-(10))のうち少ない金額} \end{array} \right] \times 4$$
（当該災害

欠損事業年度に係る部分に限ります。）は、当該災害欠損事業年度において生じた欠損金額のうち法第80条第5項《欠損金の繰戻しによる還付》において準用する同条第1項又は法第144条の13第11項《欠損金の繰戻しによる還付》において準用する同条第1項若しくは第2項の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となった金額

を「8」の金額から控除して計算します。

3 「支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金発生額

$$\left[\begin{array}{l} \text{支配関係事業年度以後の事業年度のそれぞれの} \\ \text{別表七(一)「当期分の青色欠損金」} \end{array} \right] \times 8$$
」

の各欄の内書には、令第113条第1項第3号（同条第4項において準用する場合を含みます。）に規定する支配関係事業年度以後の各事業年度ごとに別表七(一)付表二「13」の金額を合計した金額を記載します。この場合において、

「簿価純資産超過額が支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金額のうち特定資産譲渡等損失相当額の合計額に満たない場合

$$\left[\begin{array}{l} \text{支配関係事業年度前の事業年度にあっては0、支配関係事業年度以後の事業年度にあっては(1)と((8)-(10))のうち少ない金額} \end{array} \right] \times 4$$
 は、その内

書きした金額を「8」の金額から控除して計算します。

4 対象法人が法第57条第3項《青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し》に規定する被合併法人等であり、かつ、令第113条第1項第2号に掲げる場合に該当するときは、当該被合併法人等の同項に規定する支配関係事業年度の前事業年度の確定申告書に添付された別表七(一)（当該支配関係事業年度開始の日の前日の属する事業年度が連結事業年度である場合には、当該連結事業年度の連結確定申告書に添付された別表七の二付表一のうち当該被合併法人等に係るもの）の写しを添付してください。